

日之影町 防災行政無線(同報系)デジタル化

基本・実施設計業務委託

公募型プロポーザル実施要領書

平成 30 年 9 月

日 之 影 町

1 目的

本業務は、現在整備されているアナログ型防災行政無線設備をデジタル型に更新するにあたり、多様化する各種防災情報伝達手段との連携も検討し、住民の生命、身体および財産を災害から保護するとともに、住民の防災意識の高揚と広報連絡および防災行政等の活動を円滑に行い、行政サービスの向上を図ることを目的として計画するものである。

なお、調査・設計に当たっては、本町の地形、自然条件及び災害特性等を十分考慮し、また、新庁舎建設工事内における無線設備等の整備も見据えながら、本町に即したシステムの整備が行えるよう、工事の発注に必要な調査・検討・詳細設計を2か年で行うこととする。

2 業務の概要

(1) 業務名

日之影町防災行政無線(同報系)デジタル化基本・実施設計業務委託

(2) 履行場所

日之影町全域

(3) 履行期間

契約締結した日の翌日から平成32年3月31日(火)まで

(4) 業務内容

別紙「日之影町防災行政無線(同報系)デジタル化基本・実施設計業務委託仕様書」を参照

3 見積限度額

10,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含まない)

4 募集方式

公募型プロポーザル方式

業者選定にあたっては、価格による競争の場合、必要とされる専門性について評価することが困難であるため、受注を行い得る能力を有する設計コンサル業者を広く募集し、業務に対する資質及び技術的能力等が優れた者を提案説明(プレゼンテーション)により選定する。

5 参加資格要件

本プロポーザルに関する参加資格を有するものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第15号)第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く)
- (3) 会社更生法(平成14年法律第155号)に基づき更正手続き開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。以下同じ)がなされている者。(同法に基づき更正手続き開始の申し立てがなされている者で、同法第199条第1項2若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更正計画認可の決定を受けている者を除く)
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事

件に係るものを含む)

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 平成30年度日之影町競争入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (8) 日之影町業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱による指名停止期間中でないこと。
- (9) 業務についての守秘義務を遵守できること。
- (10) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
- (11) 過去5年以内に60MHz帯防災行政無線デジタル同報系 [ARIB STD-T86 (TDMA) 及び T115 (QPSK)] の実施設計元請契約の履行実績があること。
- (12) 国土交通省に対し、建設コンサルタント登録規定第2条の規定による登録（電気電子部門）が行われていること。
- (13) 建造物強度検討・調査等の設計業務に従事した経験を有し、自社にて一級建築士の資格を有する者がいること。
- (14) 技術士（電気電子部門）、第一級陸上特殊無線技士、もしくはシビルコンサルティングマネージャー（RCCM・電気電子部門）のいずれかの資格を有し、本業務の参加申込みを行った者と直接かつ恒久的な雇用関係（本公告以前に3ヶ月以上の期間において雇用関係）にある者を管理技術者として本業務に配置できること。
- (15) 電波伝搬調査に必要な実験局は、総務省にて免許を受けた局であること。
なお、実験局の免許は、60MHz帯デジタル同報系の ARIB STD-T86 (TDMA) 及び T115 (QPSK) の両方を自社名義で取得していること。

6 実施スケジュール概要（予定）

- | | |
|------------------------|----------------------|
| (1) 公募開始 | 平成30年9月18日（火） |
| (2) プロポーザル参加表明書の提出期限 | 平成30年9月25日（火）午後5時まで |
| (3) 質問書の提出期限 | 平成30年9月28日（金）午後3時まで |
| (4) 質問への回答 | 平成30年10月3日（水） |
| (5) 参加資格確認通知書発送 | 平成30年10月5日（金）予定 |
| (6) 技術提案書提出期限 | 平成30年10月12日（金）午後5時まで |
| (7) 技術提案評価 [プレゼンテーション] | 平成30年10月19日（金）予定 |
| (8) 審査結果通知書発送 | 平成30年10月23日（火）予定 |
| (9) 契約締結 | 平成30年10月31日（水）予定 |

7 参加表明書の提出

参加を希望する者は、下記により「参加表明書（様式1）」等を提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書（様式1）に必要事項（商号又は名称、代表者氏名、住所、担当者氏名、所属、電話番号、メールアドレス）を記載したもの。

(2) 添付資料

参加表明書に下記を添付すること。

ア 会社概要書（様式 3）

イ 業務実績書（様式 4）

※過去 5 年以内に 60MHz 帯防災行政無線デジタル同報系 [ARIB STD-T86 (TDMA) 及び ARIB STD-T115 (QPSK)] の実施設計元請契約の履行実績を証明するもの。

ウ 建設コンサルタント [電気電子] 登録書の写し

※登録（申請）中ではなく、登録済みであることを証明すること。

エ 一級建築士資格の写し。

※一級建築士の資格に関する資料（資格者証）及び保険証の写し等により、参加資格に適合することを証明すること。

オ 管理技術者の保有資格の写し。

※管理技術者の資格に関する資料（資格者証）及び保険証の写し等により、参加資格に適合することを証明すること。

カ 60MHz 帯デジタル無線実験局免許状の写し

※ARIB STD-T86 (TDMA) 及び ARIB STD-T115 (QPSK) 両方の免許状の写しとする。

(3) 提出期限

平成 30 年 9 月 25 日（火）午後 5 時まで [必着]

(4) 提出方法

郵送とする。

ただし、期限内必着とし、配達証明付き書留郵便に限る。

(5) 提出先

〒882-0402 宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川 3398-1

日之影町役場 総務課 消防係 [担当：平川 誠二]

8 質問及び回答

(1) 提出方法

質問書（様式 2）に必要事項（商号又は名称、代表者氏名、住所、担当者 氏名、所属、電話番号、メールアドレス）と質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにて提出すること。

また、来庁や電話・口頭での質問については、一切受け付けないものとする。

なお、質問書の提出回数は 1 回のみとする。

(2) 提出期限

平成 30 年 9 月 28 日（金）午後 3 時までとする。

(3) 回答期限と方法

平成 30 年 10 月 3 日（水）午後 5 時までとする。

質問に対する回答は、参加表明書を提出した全業者に対して電子メールにて行う。

(4) 提出先アドレス

日之影町役場 総務課 係長：平川 誠二

メールアドレス：s-hirakawa@town.hinokage.lg.jp

9 一次審査（技術提案者の選定）

(1) 審査の手順

ア 選定委員会において、参加表明書の提出された書類を審査し、プレゼンテーションを行う業者を選定する。

イ 参加表明者が多い場合は、添付書類の審査をしたうえで選出を行う。

ウ 参加表明者が1社の場合は、添付書類の審査をしたうえで基準を満たしていると判断した場合にプレゼンテーションを行う業者として選定する。

(2) 審査結果

一次審査の結果は、参加表明を行った全ての業者に書面にて通知する。

審査の内容についての問い合わせには一切応じない。また、審査結果に対する異議申し立てについても一切受け付けない。

10 参加資格確認通知書及び技術提案書提出要請書の送付

平成30年10月5日(金) 予定

提出された参加表明書により審査を行い、結果について「参加資格確認結果通知書」により通知する。なお、参加資格を有する者には、技術提案書提出要請書にて技術提案書の提出を要請する。

11 技術提案書の提出

(1) 提出期限

平成30年10月12日(金) 午後5時まで [必着]

(2) 提出方法

郵送とする。期限内必着とし、配達証明付き書留郵便に限る。

(3) 提出先

〒882-0402 宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川 3398-1

日之影町役場 総務課 消防係 [担当: 平川 誠二]

(4) 提出書類

ア 技術提案書 10部 [A4横サイズ 30枚以内]

イ 事業工程表 10部 [A4横サイズ 1枚]

ウ 見積書 10部 [正本1部のみ押印し、副本は複写でも可とする]

(ア) 基本設計業務委託見積書 (明細書含む)

(イ) 実施設計業務委託見積書 (明細書含む)

なお、消費税及び地方消費税を含まない額を記載すること。(様式は任意)

12 技術提案の内容

(1) 60MHz帯防災行政無線デジタル同報系を中核とし、各種情報伝達手段(メディア)と連携した複合的な防災情報伝達システムの基本方針(本町の課題整理、設計における留意点等を含む)

(2) 本町の実情に則した防災情報伝達システムの提案

(3) (2)のシステムの概算事業費 [消費税を除く]

(4) スケジュール [基本設計(調査・検討)、実施設計(詳細設計)]

(5) 基本・実施設計業務委託費 [消費税を含まない]

基本設計と実施設計とを分けてそれぞれの明細書も添付すること。

13 二次審査（優先交渉権者の選定）

プロポーザルの評価は、次のとおりとする。

（１）技術提案評価

参加資格の確認された者から提出された技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、選考委員会において、評価基準及び配点に基づいて評価し、最も高い評価を受けた技術提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者（以下「優先交渉権者」という）として特定する。

ただし、提出された全ての技術提案書が基準を満たさないと判断した場合は、優先交渉権者を特定しない。

（２）評価項目

評価基準、評価項目、点数等の事前公表はしない。

（３）開催日時及び場所等

ア 開催日時

平成 30 年 10 月 19 日（金）予定

※プレゼンテーションの対象者には、後日、正式な日時等を通知する。

イ 開催場所

日之影町役場 1 階 会議室

ウ 実施内容

プレゼンテーション：30 分以内、ヒアリング：10 分程度とする。

エ 出席者

出席者は、3 名以内とする。

オ 使用機器

パソコン等の使用資材・備品等については、提案者にて用意するものとする。ただし、プロジェクター、スクリーンについては本町が準備する。

（４）結果通知

平成 30 年 10 月 23 日（火）予定

審査結果は、提案者全員に対し電子メールにより結果通知書を送付する。ただし、評価項目の点数等は、公表しないものとする。また、審査結果に対する異議は一切受け付けない。

14 契約方法

本プロポーザルで提出された技術提案関係書類に基づき、優先交渉権者と本町で内容協議を行う。優先交渉権者との協議において、両者が合意に至らなかった場合、次点者との協議を行うものとする。なお、契約締結については、日之影町財務規則に基づき契約を締結することとする。

15 失格条項

下記条項のいずれかに該当するとき、又は選定委員会が不適正な行為をしたと認めた時は失格とする。

（１）技術提案書等の提出方法、提出期限を遵守しなかった場合。

（２）プレゼンテーション・ヒアリングを実施する場合、社外の者が出席した場合。

（３）最終審査発表までに、応募者が参加資格要件を満たさなくなった場合。

- (4) 提出書類等に虚偽の記載をした場合。
- (5) 見積限度額を超過した場合。
- (6) その他、審査委員が不適合と認める場合。

16 留意事項

- (1) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案等の差替えは認めない。
- (2) 提出された技術提案書等は、返却しない。
- (3) 提出された技術提案書等は、審査以外の目的で使用しない。
- (4) 提出された技術提案書等は、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (5) 町が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (6) 本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる一切の費用は、参加者の負担とする。
- (7) やむを得ない事由等により、プロポーザルを実施することが困難な場合は、中止または延期する場合がある。この場合において、当該プロポーザルに要した費用を本町に請求することはできないものとする。
- (8) 参加表明書を提出後、本プロポーザルを辞退する場合は、参加辞退届（様式 7）を提出すること。

17 配布書類

- (1) 日之影町防災行政無線(同報系)デジタル化基本・実施設計業務委託
公募型プロポーザル実施要領書
- (2) 日之影町防災行政無線(同報系)デジタル化基本・実施設計業務委託仕様書
- (3) 参加表明書(様式 1)
- (4) 質問書(様式 2)
- (5) 会社概要書(様式 3)
- (6) 業務実績書(様式 4)
- (7) 配置予定技術者書(様式 5)
- (8) 技術提案届出書(様式 6)
- (9) 参加辞退届(様式 7)